

町政懇談会の記録

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	担当課	回答等の要旨 (※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)
1 出作	R7. 9. 15	04環境	空き家の木の剪定	J R 北伊予駅駐輪場東側の空き家について、木が伸びて、枯葉などが隣の家の屋根に落ちたり、枝葉が柵に当たっている。所有者を調べようとしたが、突き止められなかった。何か手段はないか。	町民課	<p>御指摘の空き家について、枝木の越境や落ち葉によってお困りのこと、生活に御支障をおかけしており心中お察しいたします。</p> <p>これまで、隣接する土地や空き家から竹木の枝が越境している場合、土地の所有者に切ってもらうしかなく、所有者が分からぬ場合や対応してもらえない場合は、裁判などの手続きを経なければ切除できない仕組みとなっていました。</p> <p>しかし、令和5年4月の民法改正により、竹木の所有者に切除を求めて対応がない場合や、所有者が分からぬ場合には、越境された側の方が自ら枝を切り取ることができるようになりました（民法第233条第3項）。</p> <p>したがって、今回のように所有者を特定できないケースでは、法に基づきご自身で越境した枝を切り取ることが可能です。</p> <p>ただし、空き家の状況や枝の位置によっては安全上の危険を伴う場合もありますので、作業を行う際は専門業者への依頼をお勧めします。</p> <p>また、今後の空き家の草木の繁茂等に対する相談・対応は、状況把握や所有者への連絡等について、まちづくり課とも協力して調査を行うこともできますので、一度御相談ください。町としても、地域の安全・安心な環境を保つため、引き続き空き家の適正管理について啓発と働きかけを行ってまいります。</p> <p>(改正後民法第233条第3項第1号～第3号)</p> <p>一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき</p> <p>二 竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき</p> <p>三 急迫の事情があるとき</p> <p>注) 越境する竹木が数人の共有に属するときは、切除を求められた各共有者は、その枝を切り取ることができる（第233条第2項）</p>
2 出作	R7. 9. 15	12その他	物価高騰対策商品券	物価が高騰する中、商品券を配ってくれるのは非常に助かる。配られた家もあるようだが、うちにはまだ届いていない。	総務課	対面受け取りだったため、留守だった方にはまだ届いていないかもしれません。 また、受け取られていない方には町から文書を送付しますので、届きましたら役場総務課で受取をお願いします。
3 出作	R7. 9. 15	02道路・交通・建物	コミュニティバス運行時間	コミュニティバスで移動した場合、行きはよいが、帰りの便まで時間があきすぎる。3時間も待ってられない。	財政課	<p>ひまわりバスの運行については、今後、ダイヤやルートの見直しを進めていく予定です。皆様が安心して利用できるよう、暮らしに寄り添った地域公共交通の充実に努めています。</p> <p>また、令和7年10月から3ヶ月間、デマンドタクシーの実証運行を実施します。このデマンドタクシーは、自宅から町内の目的地まで直接移動できる運行方式を採用しており、今回の実証運行を踏まえて、令和8年度の本格導入を目指しています。例えば、行きはひまわりバスを利用し、帰りは前日までに予約しておいたデマンドタクシーで移動する、といった柔軟な使い方も可能です。</p> <p>是非この機会にデマンドタクシーを御利用ください。</p>

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	担当課	回答等の要旨 (※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)
4 出作	R7.9.15	02道路・交通・建物	庁舎前駐車場の出入口	庁舎前駐車場の出入口は一緒だったのが、入口・出口で別れたのか。また、庁舎前駐車場から、福祉センターの方に自動車は抜けられないのか。	財政課	庁舎前駐車場につきましては、以前は出入口が同一箇所でしたが、車両の出入りが重なることで交通事故が発生するなど、危険な状況が生じていました。このため、安全対策として現在は「入口」と「出口」を分離し、車両の流れを整理しています。 また、庁舎前駐車場から福祉センター方面への通行につきましては、歩行者の往来が多いことから、安全確保のため、自動車による通り抜けはできないようになっております。福祉センターへ移動する場合には、役場の北側又は南側の道路を御利用いただきますようお願いします。
5 出作	R7.9.15	04環境	二名保育所跡地	二名保育所跡地が草が伸びている。道路にもはみ出しているため、管理をお願いしたい。	福祉課	9月16日、17日に草刈りを行いました。大変御迷惑をおかけしました。
6 出作	R7.9.15	05子育て	子育て世代のイベント	幼児や小学校低学年など子育て世代向けのイベントをしてみてはどうか。年に1回でも、町として、たくさん若い人が集まるものイベントがあればよい。	財政課	本町では多世代での交流を通じて、地域のつながりを深めることもイベントを開催する上での目的としており、まさき町夏祭りやたわわフェスタ、まさき文化祭においてお子さまから高齢者まで幅広い世代が楽しめるようなイベントを実施してきました。 また、10月25日、26日には、eスポーツ、ポケモンカードなどイベント盛りだくさんの「まさきエンタメフェスタ 2025」が開催されます。子育て世代を含め子どもから大人まで幅広い層に楽しんでいただければと思います。 御意見を踏まえ、今後も、更なる内容の拡充について検討してまいります。
7 出作	R7.9.15	02道路・交通・建物	カーブミラー設置	松山生協の四つ角の少し東に、南へ抜ける道がある。朝晩は、この道が信号待ちの迂回路になっていて、西からの道との合流地点にカーブミラーがない。以前要望して、見に来てもらったが、昼だったので交通量が少なかった。危険なので設置してほしい。	危機管理課	御意見をいただきありがとうございます。 御指摘の場所は、朝夕の交通量が多く、信号待ちの車が迂回して通行することもあるため、見通しの悪さに不安を感じられるのはもとよりなことと受け止めています。 町としても、地域の安全確保は大切な課題と考えております。 カーブミラーの設置については、毎年、各地区の区長さんを通じて要望調査を行い、交通安全指導員と職員が現地を確認した上で、「松前町道路反射鏡設置要綱」に基づき、危険度や交通量などを総合的に判断し、優先度の高い箇所から順に設置を進めています。 御指摘の箇所については、以前にも御要望をいただいたとのことですが、当時の区長要望としては確認ができませんでした。お手数をおかけしますが、改めて区長さんを通じて御要望をお寄せいただければ、町として再度現地調査を実施し、必要性を検討いたします。 町としても、地域の皆さまが安心して通行できる環境づくりに向けて、今後も安全対策の強化に努めてまいります。

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	担当課	回答等の要旨 (※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)
8 出作	R7.9.15	09観光	朝ドラロケ	高知県では朝ドラの舞台になったことから、スポットを巡るツアーなどが行われ、知名度が一気にあがる。松前町でも考えてみてはどうか。	財政課	<p>本町では、テレビ等のメディアへの露出については、地域の魅力を広く発信する有効な手段と捉えており、可能な限り協力を行っております。今年度は、テレビアニメ「私を食べたい、ひとでなし」の特番ロケや、NHK「天才てれび君」のはんぎり競漕出場ロケなどが実施されました。これらの機会に際しては、撮影スポットの紹介や町の歴史・文化に詳しい方を紹介するなど、全国に向けて町の魅力発信の機会を逃さないようにしています。</p> <p>今後も、こうした機会を積極的に捉え、もし朝ドラにつながるような依頼がありましたら、町としても情報提供や撮影支援・協力をを行い、メディア関係者との連携を深めてまいります。</p>
9 出作	R7.9.15	06学校	登下校の あいさつ	ゴミ捨てに行ったときなど、こちらがあいさつをしてもあいさつを返してくれない子どももいる。学校であいさつをしないように伝えているのだろうか。	学校教育課	<p>いつも地域の子どもたちを温かく見守ってください、ありがとうございます。 せっかく声をかけていただいたのに、あいさつを返せない子どもがいたとのこと、御不快な思いをさせてしまい申し訳なく思います。</p> <p>学校では、「あいさつは人と人をつなぐ第一歩」であり、地域の方々と関わりながら育つことが大切であると伝えています。</p> <p>もちろん、「あいさつをしないように」と指導していることはなく、自分から元気においさつをすることや、地域の方への感謝の気持ちを持つことを日頃から指導しています。</p> <p>ただ、子どもによっては恥ずかしかったり、知らない人に緊張していたりと、すぐに返事ができないこともあります。学校では、そうした子どもたちにも少しずつ自信を持ってあいさつができるよう、今後も引き続き教職員全体で取り組みを強化してまいります。</p> <p>地域の皆様におかれましても、これまで同様、あたたかい声かけで子どもたちを見守っていただければ幸いです。町としても、地域と学校が一緒になって「笑顔とあいさつがあふれるまちづくり」を進めてまいります。</p>